

様式 1 公表されるべき事項

国立大学法人鹿児島大学の役職員の報酬・給与等について

役員報酬等について

1 役員報酬についての基本方針に関する事項

平成18年度における役員報酬についての業績反映のさせ方

役員に支給する期末特別手当(ボーナス)において、期末特別手当の額に文部科学省国立大学法人評価委員会の業績評価の結果及び役員としての業務に対する貢献度等を総合的に勘案し、その者の職務実績に応じて10/100の範囲内で期末特別手当の額に、学長が定める割合を増減できるとしている。

役員報酬基準の改定内容

法人の長	本給月額を国家公務員の水準引き下げに準じて平成18年4月1日から約6.7%引き下げた。
理事	本給月額を国家公務員の水準引き下げに準じて平成18年4月1日から約6.7%引き下げた。
理事(非常勤)	当該法務担当理事の平成16・17年度における法務相談実績が当初予定していた件数より増加したため、平成18年4月から日額23,000円を月額250,000円へ改定した。
監事	本給月額を国家公務員の水準引き下げに準じて平成18年4月1日から約6.7%引き下げた。
監事(非常勤)	平成18年度から内部監査の充実を図るため、当該監事へ新たな業務を付加したことに伴い、平成18年4月1日から日額18,000円を日額30,000円へ改定した。

2 役員の報酬等の支給状況

役名	平成18年度年間報酬等の総額				就任・退任の状況	
	報酬(給与)	賞与	その他(内容)	就任	退任	
法人の長	千円 17,970	千円 12,792	千円 5,178	千円 0 ()	1月12日 1名	1月11日 1名
理事 (5人)	千円 68,298	千円 47,495	千円 19,327	千円 421(地域手当) 289(通勤手当) 766(単身赴任手当)	1月12日 5名	1月11日 5名
理事 (非常勤) (9/12人)	千円 2,316	千円 2,316	千円 0	千円 0 ()		1月11日 1名
監事 (1人)	千円 11,181	千円 8,736	千円 2,354	千円 91 (通勤手当)	4月1日 1名	
監事 (非常勤) (1人)	千円 600	千円 600	千円 0	千円 0 ()		

年度途中で退任(就任)した理事については、1月を $1/12$ 人と換算して記載した。

地域手当とは、国の機関・独立行政法人職員等から引続き役員となった者が、その従前の機関・法人等において、国家公務員の地域手当(それに相当するものを含む)の支給を受けていた場合に、その支給を役員就任後も一定期間保障するものである。

(国家公務員の地域手当とは、物価及び生計費等が特に高い地域に在勤する国家公務員に支給されるものである。)

3 役員の退職手当の支給状況(平成18年度中に退職手当を支給された退職者の状況)

区分	支給額(総額)	法人での在職期間		退職年月日	業績勘案率	摘 要
	千円	年	月			
法人の長	4,530	2	10	H19.1.11	-	増額及び減額なし。(経営協議会に諮り学長が決定)
理事A	3,918 (54,656)	2 (37)	10 (10)	H19.1.11	-	増額及び減額なし。(経営協議会に諮り学長が決定)
理事B	3,332 (46,475)	2 (39)	10 (2)	H19.1.11	-	増額及び減額なし。(経営協議会に諮り学長が決定)
理事C	3,332 (46,475)	2 (40)	10 (9)	H19.1.11	-	増額及び減額なし。(経営協議会に諮り学長が決定)
理事 (非常勤)						該当者なし
監事	2,340	2	0	H18.3.31	-	増額及び減額なし。(学長が決定)
監事 (非常勤)						該当者なし

注:理事A・B・Cについては、役員在職期間を役員退職手当規程に適用させて算出した金額を記載するとともに、括弧内に、役員在職期間に職員在職期間を通算した期間(「法人での在職期間」欄の括弧の期間)をもって当該役員の在職期間として算出した金額(実際に支給した金額)を記載した。

職員給与について

1 職員給与についての基本方針に関する事項

人件費管理の基本方針

限られた運営費交付金の範囲内で業務を行う必要があるため、組織の合理化・簡素化を図り、職員数の抑制を図る。

職員給与決定の基本方針

ア 給与水準の決定に際しての考慮事項とその考え方

本学の実情を踏まえ、国家公務員の給与水準を十分考慮し、国家公務員の例に準じた措置を講じている。

イ 職員の発揮した能率又は職員の勤務成績の給与への反映方法についての考え方

勤務評定の結果等を基礎資料とした勤務成績により昇給、特別昇給、昇格及び勤勉手当(査定分)における支給割合を決定している。

[能率、勤務成績が反映される給与の内容]

給与種目	制度の内容
賞与:勤勉手当(査定分)	基準日(6月1日、12月1日)に在職する職員に対し、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の勤務成績に応じて、支給割合を決定する。
特別昇給	勤務評定の結果等を踏まえ、勤務成績が特に良好である場合、上位の号給に昇給させることができる。
昇格・降格	特に勤務成績が優秀で、かつ昇格基準に達している場合、1級上位の級に昇格させることができる。勤務成績不良等の場合には、下位の給に降格させることができる。

ウ 平成18年度における給与制度の主な改正点

- ・国の給与法改正に準じて本給表の見直しを行った。(本給表の水準を全体として平均4.8%引き下げた。)
- ・昇給時期を年1回に統一した。
- ・本給の調整額の見直しを行った。(本給表の水準引下げとの整合性を確保)
- ・附属病院における、医員の日給額を改定した。
11,300円(旧) 13,660円(新)
12,300円(旧) 14,160円(新)
13,300円(旧) 14,660円(新)

2 職員給与の支給状況

職種別支給状況

区分	人員	平均年齢	平成18年度の年間給与額(平均)			
			総額	うち所定内		うち賞与
				うち通勤手当		
常勤職員	1,909人	44.7歳	6,986千円	5,064千円	44千円	1,922千円
事務・技術	435人	44.0歳	5,712千円	4,178千円	58千円	1,534千円
教育職種(大学教員)	907人	48.4歳	8,629千円	6,209千円	45千円	2,420千円
医療職種(病院医師)	該当者なし					
医療職種(病院看護師)	334人	36.6歳	4,910千円	3,599千円	28千円	1,311千円
技能・労務職種	26人	54.5歳	5,228千円	3,840千円	70千円	1,388千円
海事職種	19人	49.8歳	8,074千円	5,890千円	0千円	2,184千円
海技職種	25人	47.6歳	6,217千円	4,614千円	0千円	1,603千円

	人	歳	千円	千円	千円	千円
教育職種 (附属高校教員)	19	38.2	6,898	5,082	51	1,816
教育職種 (附属義務教育学校教員)	54	36.6	6,084	4,492	27	1,592
医療職種 (医療技術職員)	88	41.0	5,350	3,904	51	1,446
その他医療職種 (看護師)	2					

常勤職員については、在外職員、任期付職員及び再任用職員を除く。

「技能・労務職種」とは、実験助手、自動車運転手、ボイラ-技士、調理師、園丁、洗濯員の業務を行う職種を示す。

「海事職種」とは、船舶等の船長、機関長、航海士、機関士の業務を行う職種を示す。

「海技職種」とは、小型船舶等の乗組員の業務を行う職種を示す。

「教育職種(附属高校教員等)」には、附属養護学校教員を含む。

「教育職種(附属義務教育学校教員等)」には、附属幼稚園教員を含む。

「その他医療職種(看護師)」については該当者が2名以下であり、当該個人に関する情報が特定されるため、人員数のみ記載している。

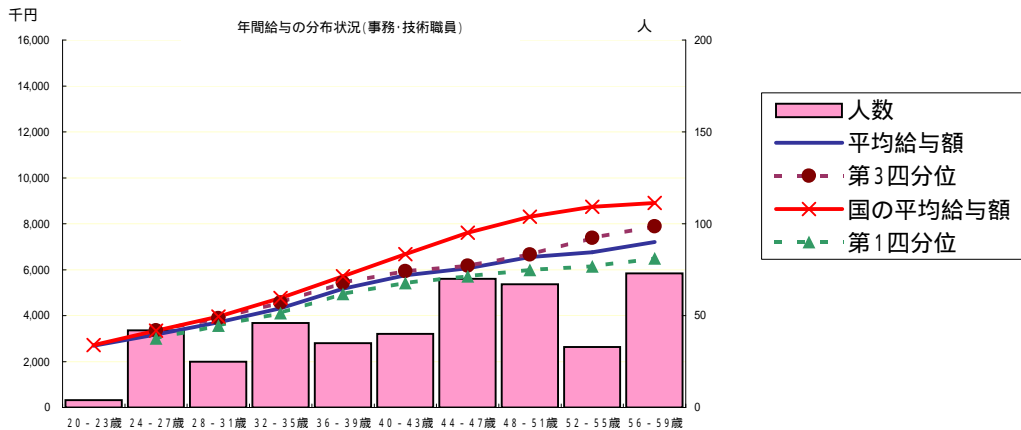
非常勤職員	人	歳	千円	千円	千円	千円
	58	44.2	3,368	2,599	63	769
事務・技術	34	47.9	3,344	2,484	63	860
教育職種 (大学教員)	7	31.6	2,999	2,999	70	0
医療職種 (病院医師)						
医療職種 (病院看護師)	1					
技能・労務職種	11	49.9	3,650	2,708	68	942
医療職種 (病院医療技術職員)	5	26.9	3,377	2,563	47	814

「医療職種(病院医師)」については公表対象となる者がなかったため空欄とした。

「医療職種(病院看護師)」については該当者が2名以下であり、当該個人に関する情報が特定されるため、人員数のみ記載している。

「在外職員」、「任期付職員」及び「再任用職員」は、該当者がいないため省略した。

年間給与の分布状況(事務・技術職員/教育職員(大学教員)/医療職員(病院看護師)(在外職員、任期付職員及び再任用職員を除く。以下、まで同じ。)



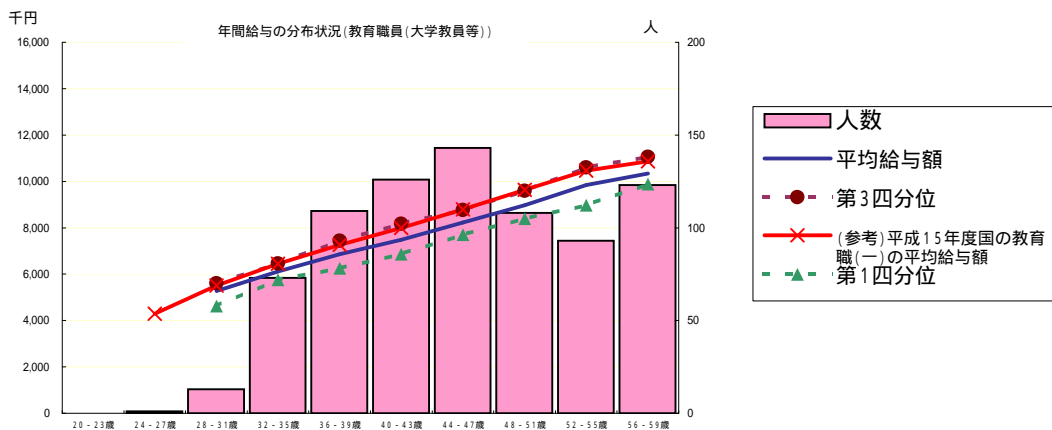
注： の年間給与額から通勤手当を除いた状況である。以下、まで同じ。

(事務・技術職員)

分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	四分位		平均	四分位	
			第1分位	第3分位		第1分位	第3分位
代表的職位	人	歳	千円	千円	千円	千円	千円
部長	5	54.3	10,839	11,032	10,583	11,032	11,032
課長	20	54.9	7,916	8,428	8,227	8,428	8,428
課長代理	39	54.6	7,111	7,806	7,365	7,806	7,806
係長	178	49.2	5,916	6,488	6,196	6,488	6,488
主任	85	42.9	4,945	5,744	5,334	5,744	5,744
係員	108	30.1	3,153	4,107	3,690	4,107	4,107

上記分布状況中、20歳-23歳については該当者が4名以下であるため、第1・第3四分位の折れ線の表示を省略した。

「課長」には事務長を含む。また、「課長代理」とは課長補佐相当職のことである。

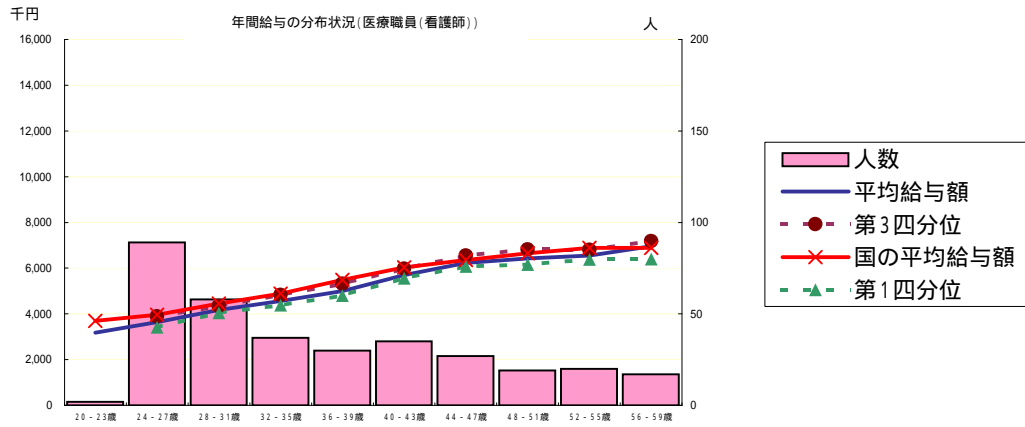


(教育職員(大学教員))

分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	四分位		平均	四分位	
			第1分位	第3分位		第1分位	第3分位
代表的職位	人	歳	千円	千円	千円	千円	千円
教授	351	56.2	9,882	10,933	10,394	10,933	10,933
准教授	272	45.6	7,693	8,769	8,185	8,769	8,769
講師	67	46.2	7,381	8,400	7,913	8,400	8,400
助教	204	40.0	6,040	6,889	6,439	6,889	6,889
助手	4	37.0	—	—	5,392	—	—
教務職員	9	40.8	4,608	5,573	5,111	5,573	5,573

上記分布状況中、24歳-27歳については該当者が2名以下であり、当該個人に関する情報が特定されるため、平均給与額は省略した。

助手については該当者が4名であるため、四分位は省略した。



(医療職員(看護師))

分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	四分位	平均	四分位
			第1分位		第3分位
代表的職位	人	歳	千円	千円	千円
看護部長	1		—	—	—
副看護部長	4	55.5	—	7,614	—
看護師長	26	52.4	6,681	6,794	6,966
副看護師長	60	44.9	5,696	6,003	6,392
看護師	242	32.4	3,693	4,334	4,869
准看護師	1		—	—	—

上記分布状況中、20歳-23歳については該当者が2名以下であり、当該個人に関する情報が特定されるため、平均給与額は省略した。

看護部長及び准看護師については該当者がそれぞれ2名以下であり、当該個人に関する情報が特定されるため、人員数のみ記載している。

副看護部長については該当者が4名であるため、四分位は省略した。

職級別在職状況等(平成18年4月1日現在)(事務・技術職員/教育職員(大学教員)/医療職員(病院看護師))

(事務・技術職員)

区分	計	1級	2級	3級	4級	5級	6級
標準的な職位		係員	係員・主任	主任・係長	係長・課長代理	課長代理・課長	課長
人員(割合)	435人	47人 (10.8%)	75人 (17.2%)	227人 (52.2%)	41人 (9.4%)	27人 (6.2%)	13人 (3.0%)
年齢(最高-最低)		31-22歳	55-27歳	59-35歳	59-47歳	59-41歳	59-44歳
所定内給与年額(最高-最低)		2,686-1,855千円	4,241-2,359千円	4,973-3,230千円	6,388-4,194千円	5,999-4,951千円	6,746-5,783千円
年間給与額(最高-最低)		3,538-2,546千円	5,744-3,220千円	6,808-4,475千円	8,544-5,851千円	8,160-6,921千円	9,232-7,987千円

区分	7級	8級	9級	10級
標準的な職位	部長	部長、事務局長	部長、事務局長	部長、事務局長
人員(割合)	4人 (0.9%)	1人 (0.2%)	(%)	(%)
年齢(最高-最低)	58-49歳			
所定内給与年額(最高-最低)	8,627-6,103千円			
年間給与額(最高-最低)	11,678-8,409千円			

9級、10級については、公表対象となる者がなかったため空欄とした。

8級については、当該個人に関する情報が特定されるため、人員数のみ記載している。

(教育職員(大学教員))

区分	計	1級	2級	3級	4級	5級	6級
標準的な職位		教務職員	助教・助手	講師	准教授	教授	教授
人員 (割合)	907 ()	9 (1.0%)	208 (22.9%)	68 (7.5%)	273 (30.1%)	349 (38.5%)	()
年齢 (最高・最低)		54 - 25	64 - 29	60 - 32	64 - 32	64 - 40	
所定内給 与年額 (最高・最低)		千円 4,595 - 2,426	千円 5,614 - 3,206	千円 6,990 - 3,623	千円 7,509 - 4,162	千円 9,409 - 5,533	千円
年間給与 額 (最高・最低)		千円 6,324 - 3,303	千円 7,657 - 4,371	千円 9,224 - 4,903	千円 10,249 - 5,710	千円 13,033 - 7,772	千円

6級については、公表対象となる者がなかったため空欄とした。

(医療職員(看護師))

区分	計	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
標準的な職位		准看護師	看護師	看護師、副看護師 長、看護師長	看護師長、 副看護師長	副看護部長	看護部長	看護部長
人員 (割合)	334 ()	1 (0.3%)	242 (72.5%)	63 (18.9%)	24 (7.2%)	3 (0.9%)	1 (0.3%)	()
年齢 (最高・最低)			59 - 23	57 - 30	59 - 46	58 - 56		
所定内給 与年額 (最高・最低)			千円 4,793 - 2,284	千円 5,106 - 3,237	千円 5,143 - 4,658	千円 5,751 - 5,697	千円	千円
年間給与 額 (最高・最低)			千円 6,605 - 3,109	千円 7,066 - 4,353	千円 7,187 - 6,556	千円 7,847 - 7,820	千円	千円

1級及び6級については該当者がそれぞれ2名以下であり、当該個人に関する情報が特定されるため、人員数と人員割合のみ記載している。

7級については、公表対象となる者がなかったため空欄とした。

賞与(平成18年度)における査定部分の比率(事務・技術職員/教育職員(大学教員)/医療職員(病院看護師))

事務・技術職員

区分	夏季(6月)	冬季(12月)	計	
管理職員	一律支給分(期末相当)	65.8	68.6	67.3
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	34.2	31.4	32.7
	最高・最低	44.3-31.5	38.9-29.1	41.1-30.7
一般職員	一律支給分(期末相当)	66.2	69.1	67.7
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	33.8	30.9	32.3
	最高・最低	38.1-30.6	35.0-27.8	36.4-29.1

教育職員(大学教員)

区分	夏季(6月)	冬季(12月)	計	
管理職員	一律支給分(期末相当)	63.9	66.9	65.5
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	36.1	33.1	34.5
	最高・最低	45.7-32.2	41.5-29.4	42.5-30.7
一般職員	一律支給分(期末相当)	66.1	69.0	67.6
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	33.9	31.0	32.4
	最高・最低	38.1-31.2	35.0-28.4	36.4-29.7

医療職員(看護師)

区分		夏季(6月)	冬季(12月)	計
管理職員	一律支給分(期末相当)	62.8	66.0	64.5
	査定支給分(勤勉相当)(平均)	37.2	34.0	35.5
	最高・最低	43.1-33.6	39.4-30.7	41.2-33.3
一般職員	一律支給分(期末相当)	65.4	68.4	67.0
	査定支給分(勤勉相当)(平均)	34.6	31.6	33.0
	最高・最低	38.1-31.3	35.0-28.6	35.4-29.9

職員と国家公務員及び他の国立大学法人等との給与水準(年額)の比較指標(事務・技術職員/教育職員(大学教員)/医療職員(病院看護師))

(事務・技術職員)

対国家公務員(行政職(一))	83.0
対他の国立大学法人等	95.9

(教育職員(大学教員))

対他の国立大学法人等	93.5
------------	------

(医療職員(病院看護師))

対国家公務員(医療職(三))	94.4
対他の国立大学法人等	97.6

注: 当法人の年齢別人員構成をウエイトに用い、当法人の給与を国の給与水準(「対他の国立大学法人等」においては、すべての国立大学法人等を一つの法人とみなした場合の給与水準)に置き換えた場合の給与水準を100として、法人が現に支給している給与費から算出される指数をいい、人事院において算出

給与水準の比較指標について参考となる事項

教育職員(大学教員)の平成15年度の国の教育職(一)との比較指標	94.1
----------------------------------	------

総人件費について

区分	当年度 (平成18年度)	当年度 (平成17年度)	比較増 減	中期目標期間開始時(平成16年度)からの増 減
給与、報酬等支給総額 (A)	16,504,548	16,752,493	247,945 (1.5)	266,795 (1.6)
退職手当支給額 (B)	2,183,953	1,967,355	216,598 (11.0)	934,712 (74.8)
非常勤役職員等給与 (C)	2,859,854	2,480,588	379,266 (15.3)	461,735 (19.3)
福利厚生費 (D)	2,373,494	2,347,075	26,419 (1.1)	53,138 (2.3)
最広義人件費 (A + B + C + D)	23,921,849	23,547,511	374,338 (1.6)	1,182,790 (5.2)

「非常勤役職員等給与」においては、寄附金、受託研究費その他競争的資金等により雇用される職員に係る費用及び人材派遣契約に係る費用等を含み、法定福利厚生費を除いているため、財務諸表附属明細書の「17役員及び教職員の給与の明細」における非常勤の合計額と一致しない。

総人件費について参考となる事項

給与、報酬等支給総額及び最広義人件費について

- ・「給与、報酬等支給総額」については、職員退職後の採用抑制及び、人事院勧告準拠により前年度に比べ約1.5%の減となった。
- ・「最広義人件費」については、学長・役員・職員の退職、教育職の退職者増により退職手当が増加し、附属病院における医員、看護師等の待遇改善、外部資金等で雇用する教職員の増加及び、派遣職員の増加により約1.6%の増となった。

行革推進法「行政改革の重要方針」(平成17年12月24日閣議決定)による人件費削減の取組の状況

) 中期目標において示した人件費削減の取組に関する事項

中期目標において「行政改革の重要方針」(平成17年12月24日閣議決定)において示された実行計画を踏まえ、人件費削減の取組を行うことが示された。

) 中期計画において設定した削減目標、国家公務員の給与構造改革を踏まえた見直しの方針総人件費改革の実行計画を踏まえ、平成21年度までに概ね4%の人件費の削減を図ることを中期計画に定めた。

) 人件費削減の取組の進ちょく状況

・基準年度(平成17年度)の給与、報酬等支給総額	16,752,493 千円
・当年度(平成18年度)の給与、報酬等支給総額	16,504,548 千円
・当年度までの人件費削減率	1.5 %
(計算式 = (当年度の金額 - 基準年度の金額) ÷ 基準年度の金額 × 100)	

その他

・当年度(平成18年度)の「給与、報酬等支給総額」… a	16,504,548 千円
・平成17年度の「人件費予算相当額」… b	17,107,927 千円
・人件費の削減率(対人件費予算相当額)	3.5 %
(計算式 = (a-b) ÷ b × 100)	

法人が必要と認める事項

特になし